

建設企業常任委員会会議記録

日 時 令和3年8月26日(木曜日)

午前10時 0分 開議

場 所 水戸市議会 第5委員会室

午前10時28分 散会

付託事件

- (1) 令和3年陳情第2号
- (2) 所管事務調査

1 本日の会議に付した事件

(1) 陳情審査

- ① 令和3年陳情第2号 千波町東久保の風致地区の一部(低地部)を市所有地とすること等を求める
陳情

(2) 報告事項

(第3回定例会提出予定案件)

- ① 土地の取得に関することについて(市道酒門358号線用地) (道路建設課)
- ② 土地の取得に関することについて(都市計画道路3・3・2号中大野中河線用地) (道路建設課)
- ③ 常磐線赤塚・水戸間こ線道路橋新設工事委託協定について (道路建設課)

(3) その他

2 出席委員(7名)

委員長	綿 引 健 君	副委員長	滑 川 友 理 君
委員	中 庭 次 男 君	委員	田 口 文 明 君
委員	鈴 木 宣 子 君	委員	小 川 勝 夫 君
委員	松 本 勝 久 君		

3 欠席委員(なし)

4 委員外議員出席者(なし)

5 説明のため出席した者の職、氏名

建設部長	渡 邊 雅 之 君	建設部技監兼 建設計画課長	大 森 幹 司 君
建設部技監兼 道路建設課長	松 葉 光 隆 君	道路管理課長	丹 治 雅 人 君
都市計画部長	加 藤 久 人 君	都市計画部技監兼 公園緑地課長	上 田 航 君
都市計画課長	平 澤 俊 之 君	建築指導課長	井 原 孝 志 君
上下水道事業 管理者	荒 井 宰 君		

水道部長	伊藤俊夫君	水道部参事兼 水道総務課長	関谷勇君
下水道部長	坪貴之君	下水道管理課長	鬼澤英一君
6 事務局職員出席者			
議事課長補佐	綱島卓也君	書記	昆節夫君

午前10時 0分 開議

○綿引委員長 おはようございます。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから建設企業委員会を開会いたします。

国の緊急事態宣言の発出に伴い、本日の出席説明員は、上下水道事業管理者、各部長及び関係課長等として、最小限にとどめておりますので、あらかじめ御了承願います。

また、委員会の会議時間の短縮を図るため、スムーズな議事進行に御協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、これより議事に入ります。

初めに、陳情審査を行います。

当委員会に付託され継続審査となっております、令和3年陳情第2号 千波町東久保の風致地区の一部（低地部）を市所有地とすること等を求める陳情につきまして、御意見等がございましたら発言をお願いいたします。

鈴木委員。

○鈴木委員 この陳情につきましては、本来は採択したいところなんですけれども、やはり陳情者の願意に沿うためには、趣旨採択ということでお願いできたらと思います。

最後にちょっと一言だけ述べさせていただきますと、この陳情者の方々の命と財産を本当に最優先にさせていただきながら、これから様々あるかと思うんですけれども、慎重で賢明な御判断をぜひともお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○綿引委員長 ほかにございますでしょうか。

中庭委員。

○中庭委員 私もぜひこの陳情を採択していただきたいというふうに思います。なぜならば、この地域は千波湖の周辺地域であって軟弱地盤であります。そこに大量の土砂を埋め立てて宅地を造成することになれば、以前と同じように家が傾くとか地盤が沈下するとか、そういうことになってしまいますので、やっぱりこの陳情については当然のことであると思いますので、ぜひ採択をお願いしたいと思います。

以上です。

○綿引委員長 ほかにございますでしょうか。

松本委員。

○松本委員 私も趣旨採択でよろしいかなと思っています。

しかしながら、建築基準法上整った場合には、許可を下ろさなくちゃならないんだろうというふうに思うんですね。そうすると、この地元の皆さんと土地所有者の方と執行部との今後の話し合いが必要で、執行部のほうに負担がかかっていくというふうに思います。ですから、その辺のところの許可を下ろさなくちゃならない条件が整った場合どうするか。それを下ろさなかった場合には、例えばですよ、仮にですよ、裁判になりますよね。そうした場合には水戸市は負けると思います。私の個人的見解ですよ。

だから、ここに書かれているように、要するに住民の安心、安全というものを守るためにはどうしたらいい

いかという、この辺の考え方が執行部のほうであれば聞かせていただければなというふうに思っているんですけども、誰か、井原課長さんでもいいし、部長でもいいし、答弁をいただければと思います。

○綿引委員長 平澤都市計画課長。

○平澤都市計画課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

具体的な案につきましては、引き続き現在検討しているところであります。風致地区条例に基づく対応に加えまして、できる限り住民の方々に寄り添えるような対応が可能かどうか、慎重に検討を進めているところでございます。また、その地元の方々、それから申請者の方との話合いの場につきましても、今後その検討の進捗を見ながら、できるだけ早い時期に場を設けていきたいというふうに考えております。

○綿引委員長 松本委員。

○松本委員 だから、条件が整って確認申請が出ちゃったらいかがですかというふうなことも。法的に下ろさなくちゃならないということになりますか。

○綿引委員長 井原建築指導課長。

○井原建築指導課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

建築基準法上の建築確認申請におきましては、審査をする項目が建築基準法でしっかりと定められておりまして、例えばその申請が来て、その計画が基準法で定められたものに適合していると認められた場合には、建築確認を下ろさなければならないことになってございます。

以上でございます。

○綿引委員長 松本委員。

○松本委員 私もそうだと思うんですよ。ですから、例えばそこまでいった場合にはお願いをするしかない感じですよ。2階建てを1階建てにしてくれとか、日照権の問題とかいろいろあるだろうから。あとは、その擁壁の形状とか、しっかりとした調査をして、条件をつけてお願いをしなきゃならない。だから、その前に、以前の事故もあるわけですが、水戸市があと2年後には第7次総合計画に入るわけですから、その中に何か組み入れることなのかもできないのか。大したお金じゃないでしょう。200坪ちょっとぐらいでしょう。ですから、私の推測では1,000万円ぐらいあったら、話合いしてやっていくのかなというふうに私は思うんです。だから、これは趣旨採択で結構ですけども、その前にじっくりと所有者、地域住民等と話し合っていたきたい。あまりもめないうちに、早めに話し合っ、何かあったら対策を立てていただきたいなということを要望しておきます。

以上です。

○綿引委員長 そのほかございますか。

小川委員。

○小川委員 各委員からのお話がありました。その中で条件等がそろえば許可をしないわけにはいかんという部分もございました。そして、それを踏まえて、許可をするしないに当たって、やはり現実にもうあの地盤そのものが動いているわけですよ。今日も動いているわけでもある。その点をよく踏まえた上で、やはり法律的、または条例的には可能であるという判断かもしらんけど、その現場が完全に止まった状態ではございません、はっきり言って。そして、過去にはあの現地においては訴訟もございました。だから、その

辺は今後において、やはり土地所有者、そして当然、地域の住民、そして、本市と、やはりこの3者は、本当にこれこそ生命、財産という部分もしっかりと考えていかないと。現地と、やはりここにいる皆さんの立場とは大きく差があるんですよ。その差を埋めるのはやはりお互い真摯に向き合って協議をしていく部分が多々ありきかなと、こう思っております。

執行部の皆さんは本当にその辺は大変だろうと思いますけれども、やはり、許可しないとか、そうならないうちに、やはり法律は法律。だけど、その前に人と人、地域と人。やはり本来の現地を知って、そこを進めていただければ。まだまだ調査もありますでしょうし、その辺をよく踏まえて慎重に取り扱っていただきたいというのみでございます。

以上、要望ですのでよろしくお願いいたします。

○綿引委員長 そのほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 それでは、お諮りいたします。ただいま趣旨採択すべきとの御意見をいただきましたので、令和3年陳情第2号を採決することにしたと思いますが、これに御異議ございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 御異議なしと認め、これより挙手により採決をいたします。

令和3年陳情第2号 千波町東久保の風致地区の一部（低地部）を市所有地とすること等を求める陳情につきましては、本宅地造成地における近隣住民の安心、安全な生活を守るとの趣旨を採択することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○綿引委員長 総員挙手であります。

よって、令和3年陳情第2号は趣旨採択とすべきものと決しました。

なお、本陳情につきましては、本日も含めてですが、審査の過程で出されました皆様の御意見を踏まえまして、ただいまのとおり次の本会議に報告してまいりたいと思いますが、委員長報告書の作成につきましては、正副委員長に御一任を願いたいと思いますが、これに御異議ございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 ありがとうございます。

御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

以上で、陳情審査を終了いたします。

次に、報告事項の説明を行います。

初めに、報告事項(1)から(3)のとおり、第3回定例会に提出を予定されております案件について説明を行います。

なお、これらの案件につきましては、本日は説明を行うにとどめ、質疑は付託後に行いたいと思いますので御了承願います。

それでは、土地の取得に関することについて（市道酒門358号線用地）について、執行部から説明を願います。

松葉技監兼道路建設課長。

○松葉建設部技監兼道路建設課長 おはようございます。

土地の取得に関することについて（市道酒門358号線用地）につきまして御説明いたします。

建設部道路建設課提出の資料を御参照願います。

市道酒門358号線用地といたしまして、水戸市元石川町字泉沢2505番の1、ほか18筆の土地につきまして、今回、下記のとおり取得するものでございます。

1の土地の表示といたしまして、水戸市元石川町字泉沢2505番1、ほか18筆。面積は、宅地、畑、山林をあわせまして8,207.70平方メートルでございます。

2の取得価格につきましては、6,986万2,824円でございます。

3の契約の相手方につきましては、でございます。
す。

続きまして、2ページの位置図をお開き願います。

市道358号線の事業区間を赤線を表示してございます。市道酒門358号線は、水戸南インターチェンジ先の県道中石崎水戸線の交差点部から市道常澄8-3656号線と主要地方道内原塩崎線の交差点までの延長約1,700メートル、道路幅員13メートルの事業を進めております。

次に、3ページをお開き願います。

酒門358号線の用地取得箇所図のうち、赤斜線で表示している箇所が今回用地取得をする箇所でございます。

以上、説明させていただきました案件につきましては、第3回市議会定例会に議案として提出してまいりますので、よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

○綿引委員長 次に、土地の取得に関することについて（都市計画道路3・3・2号中大野中河内線用地）について、執行部から説明を願います。

松葉課長。

○松葉建設部技監兼道路建設課長 引き続き、お願いいたします。

それでは、土地の取得に関することについて（都市計画道路3・3・2号中大野中河内線用地）につきまして御説明いたします。

建設部道路建設課提出の資料を御参照願います。

都市計画道路3・3・2号中大野中河内線（大野工区）の用地といたしまして、水戸市西大野字西前2304番、ほか20筆の土地につきまして、下記のとおり取得するものでございます。

1の土地の表示といたしまして、水戸市西大野字西前2304番、ほか20筆、面積は田、畑をあわせまして8,573.48平方メートルでございます。

2といたしまして、取得価格は、4,207万3,679円でございます。

3といたしまして、契約の相手方は、でございます。

続きまして、2ページの位置図をお開き願います。

都市計画道路3・3・2号中大野中河内線（大野工区）事業と表示されている区間が、今回御報告させていただきますところでございます。

大野工区は、那珂川沿いの都市計画道路3・5・143号吉沼磯浜線から国道51号までの延長2,225メートル、道路幅員25メートルの事業を進めております。

次に、3ページを御覧願います。

用地取得箇所図のうち、赤色で表示されている箇所が今回用地取得をする箇所でございます。

以上、説明させていただきました案件につきましては、第3回市議会定例会に議案として提出してまいりますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○綿引委員長 次に、常磐線赤塚・水戸間こ線道路橋新設工事委託協定について、執行部から説明を願います。

松葉課長。

○松葉建設部技監兼道路建設課長 引き続き、よろしくお願いいたします。

常磐線赤塚・水戸間こ線道路橋新設工事委託協定の締結について御説明いたします。

建設部道路建設課提出の資料を御参照願います。

1の協定の目的は、都市計画道路3・3・2号中大野中河内線整備に係る常磐線赤塚・水戸間岡田踏切除却を伴う（仮称）新岡田橋こ線道路橋新設工事でございます。

2の施工場所は、姫子1丁目、東赤塚でございます。

3の工事概要でございますが、都市計画道路3・3・2号中大野中河内線（松が丘工区）の整備区間のうち、JR常磐線の直上を橋りょうにて横断する区間を整備するものでございまして、橋脚が上り線1基、下り線1基、主桁架設につきましては、上り線橋長98.5メートル、幅員11.9メートル、下り線橋長94メートル、幅員11.9メートル。階段新設工1基、基礎工、架設工となっております。鉄道工事といたしまして、設備支障移転一式、仮設工一式でございます。

工事の施工位置でございますが、2ページをお開き願います。

都市計画道路3・3・2号中大野中河内線（松が丘工区）のうち、赤紫色で表示しております箇所でございます。JR常磐線の直上を横断する箇所でございます。

次に、3ページの全体平面図を御覧願います。

今回の委託協定期間につきましては、中段左側に赤囲みで表示してございます橋りょう部の範囲でございまして、上り線98.5メートル、下り線94メートルの上部工架設工事と、その中の赤い長方形の部分の2基の橋脚の施工をJRにより実施いたします。

なお、協定の期間ですが、令和3年度から令和8年度まででございます。

また、参考ではございますが、JR施工区間が完了しましたら、その後、水戸市が、橋りょうから県道赤塚馬口労線までの現道に取りつく区間の道路築造工事と、橋りょうから幹線市道23号線までの区間の道路築造工事を実施してまいります。

恐れ入ります。1ページにお戻り願います。

4の協定金額につきましては、31億4,944万円でございます。

5の協定の相手方は、水戸市三の丸1丁目4番47号、東日本旅客鉄道株式会社、執行役員水戸支社長、小川一路でございます。

説明の最後になりますが、4ページをお開き願います。

完成予想図を添付してございますので御参照いただきたいと思います。

以上、説明させていただきました案件につきましては、第3回水戸市議会定例会に議案として提出してまいりますので、よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

○綿引委員長 以上で、第3回定例会提出予定案件の説明は終わりました。

中庭委員。

○中庭委員 今の説明を聞きまして、資料請求したいんですけども。

1つは、この県道赤塚馬口労線から岡田のこ線道路橋までは、水戸市の工事と、それからさらに幹線市道23号線までも水戸市の区間ということなんですけれども、住民の皆さんは、あそこの岡田橋が非常に狭くて、本当に早く工事を進めていただきたいという気持ちがありますけれども、どのような工程でこの工事を行っていくのか、その工程表をぜひ出していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○綿引委員長 ほかにございますか。

松葉課長。

○松葉建設部技監兼道路建設課長 ただいまの中庭委員の御質問でありますけれども、橋りょうの後の水戸市の道路工事の工程ということで、追加資料としてお出ししたいと思っております。

以上でございます。

○綿引委員長 ただいま中庭委員から請求のありました資料につきましては、委員会として、執行部に対し提出を求めてまいりたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 それでは、付託後に開催されます委員会に資料提出をお願いいたします。

次に、この際、特に執行部から資料が提出されておりますので説明を願います。

なお、本件につきましては、本日の総務環境委員会において、第3回定例会に提出が予定される案件として報告されておりますことから、本日は説明を行うにとどめたいと思いますので御了承願います。

上田技監兼公園緑地課長。

○上田都市計画部技監兼公園緑地課長 それでは、お手元にお配りしてございます、写しとなっている、水戸市都市公園に関することにつきまして御説明をいたします。

本件に関しましては、有料公園施設となる体育施設の利用に関する改正となるため、本日の総務環境委員会において、市民協働部体育施設整備課により報告がなされるとともに、9月の定例会市議会において御審議いただくこととなっております。

それでは御説明いたします。

1の都市公園条例の改正理由につきましては、東町運動公園体育館に新たな大型映像装置を設置すること

に伴い、利用料金の規定の改正が必要となるため、関係規定の整備を行うものでございます。

2の改正内容につきましては、東町運動公園体育館における大型映像装置について、既存の壁面型に加え、新たに設置する4面型及び帯型の利用料金の上限額を定めるというものでございます。それぞれの利用料金につきましては、下の表に記載のとおりとなっております。

3の施行期日につきましては、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において規則で定める日でございます。

なお、資料の2、3ページに新旧対照表、4ページに参照条文の抜粋、5ページに大型映像装置を設置いたしますメインアリーナの平面図、6ページにイメージパース図をそれぞれ掲載してございますので、御参照をお願いいたします。

説明は以上でございます。

○**綿引委員長** 次に、その他に入ります。

委員より何かございましたら発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**綿引委員長** ないようですので、以上をもちまして、本日の建設企業委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時28分 散会